

特殊車両・過積載車両の合同取締り結果

のうこどまり
令和4年9月21日（水）に国道8号能生小泊駐車帯において、特殊車両・過積載車両の合同取締りを糸魚川警察署と実施しました。

取締りの結果は以下のとおりです。

今後も引き続き現地取締りを行うことで、道路構造物の保全や重大事故の防止に努めてまいります。

【今回の合同取締りの結果】

取締り実施台数：6台

今回の取締りでは、道路法及び道路交通法に違反した車両はありません。



許可証の確認



重量計測の様子

お問い合わせ先

（特殊車両の通行に関するご質問）

国土交通省 北陸地方整備局 高田河川国道事務所 <http://www.hrr.mlit.go.jp/takada/>
道路管理第一課長 山田 耕治（やまだ こうじ） 内線431
〒943-0847 上越市南新町3番56号 電話 025-523-3136（代表）

（過積載に関するご質問）

新潟県 糸魚川警察署
交通課長 池上 和弥（いけがみ かずや）
〒941-0066 糸魚川市寺島2丁目6番1号 電話 025-552-0110（代表）

特殊車両の通行に対する指導、取締りの徹底・強化

- 違反走行を繰り返し行った場合は、会社名の公表を行います。
悪質な違反者には許可取消等の措置を実施します。
- 是正指導に従わず、国道事務所の呼び出しを拒否する者は、報告の徴収・立入検査を実施します。
- 車両の総重量の最高限度の2倍の重量（道路法第47条の2第1項の規定による許可を受けた車両は、許可を受けた車両の総重量から車両の最高限度重量に減じた重量に、最高限度重量の2倍の重量を加算した重量）以上の特殊車両を通行させた場合は告発の対象になります。

「特殊車両」は通行許可が必要です

道路は一定の構造基準により造られています。そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度を定めています。この最高限度のことを「一般的制限値」といいます。（道路法第47条第1項、車両制限令第3条）

「特殊車両」とは、道路法で定められている車両制限値を1つでも超える車両をいいます。

| 車両の諸元 | 一般的制限値 |
|--------|---|
| 幅 | 2.5メートル |
| 長さ | 12.0メートル |
| 高さ | 3.8メートル（高さ指定道路は4.1メートル） |
| 重さ | 20.0トン（重さ指定道路は25.0トン） |
| 軸重 | 10.0トン |
| 隣接軸重 | 隣り合う車軸の軸距が1.8メートル未満 18.0トン※ 隣り合う車軸の軸距が1.8メートル以上 20.0トン |
| 輪荷重 | 5.0トン |
| 最小回転半径 | 12.0メートル |

※但し、隣り合う車軸の軸距が1.3メートル以上、かつ、隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5トン以下のときは19トン

これらの制限値を1つでも超える車両は特殊車両「通行許可」が必要です！

ルール違反の車両が道路に及ぼす影響

重量等の制限を超える車両は、道路、橋の劣化に対して大きな影響を与えるだけでなく、死亡事故等の重大事故にもつながる恐れがあり、大変危険です。

また、ルール違反の車両が沿道環境に与える影響も大きなものとなっており、特に重量超過車両が道路の構造に与える影響は、非常に大きなものがあります。

舗装のひび割れ



舗装のわだち掘れ



事故の様子

